

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで
面積
九十六・七ヘクタール

山梨県告示第四百四十四号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により、次のとおり休猟区を設定した。

平成十四年十月三十一日

山梨県知事 天野 建

一 休猟区の名称
敷島休猟区

2 休猟区の区域

中巨摩郡敷島町地内の観音峠を起点とし、同所から同町と北巨摩郡須玉町との境界線を東南に進み曲岳三角点（標高千六百四十三・四メートル）を経て甲府市、中巨摩郡敷島町及び北巨摩郡須玉町の境界線の接点に至り、同所から中巨摩郡敷島町と甲府市の境界線を南進し太刀岡山三角点（標高千二百九十五・三メートル）を経て同境界線と県道葎崎昇仙峡線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道敷島竜王線との接点（宮沢橋）に至り、同所から県道葎崎昇仙峡線を北西に進み敷島町道小川線との接点（神戸橋）に至り、同所から県道葎崎昇仙峡線を西進し饅頭峠に至り、同所から中巨摩郡敷島町と葎崎市との境界線を西進し饅頭峠に至り、同所から中巨摩郡敷島町と北巨摩郡明野村の境界線を北東に進み中巨摩郡敷島町、北巨摩郡明野村及び北巨摩郡須玉町の境界線の接点に至り、同所から中巨摩郡敷島町と北巨摩郡須玉町の境界線を北東に進み茅ヶ岳三角点（標高千七百三・五メートル）を経て起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

千三百六十三ヘクタール

二一 休猟区の名称

兜山休猟区

2 休猟区の区域

日下部警察署落合警察官駐在所前交差点を起点とし、同所から国道百四十号を南西に進み東山梨郡春日居町徳条地内で町道Ⅱ 五号線との接点に至り、同所から同町道を北西、北東及び北西に進み町道三百十五号線との接点に至り、同所から同

道を北西に進み町道三百十三号線との接点に至り、同所から同町道を北進及び西進し広域農道（フルーツライン）との交点に至り、同所から同農道を南西に進み町道三百六十九号線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み同町道の起点に至り、同所から関東林の尾根を北西に進み鎮目日影山頂上（標高九百六メートル）で甲府市と東山梨郡春日居町の境界線の接点に至り、同所から同境界線を北西、東及び北に進み甲府市と山梨市と東山梨郡春日居町の境界線の接点に至り、同所から山梨市と東山梨郡春日居町の境界線を東進し棚山に至り、同所から同山の尾根を東進し山梨市矢坪に至る山道との接点に至り、同所から同山道を東南に進み市道落合矢坪線との接点に至り、同所から同市道を南及び南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

千八百八十二ヘクタール

三一 休猟区の名称

大烏山・余沢休猟区

2 休猟区の区域

東山梨郡牧丘町袖口地内の県営袖口林道と県営琴川第三発電所管理用道路との交点を起点とし、同所から同道路を北西に進み同道路の終点に至り、同所から北西に進み県営川上牧丘林道と県営袖口林道の接点に至り、同所から川上牧丘林道を北進し秩父連峰鳥獣保護区の境界線との接点に至り、同所から同保護区境界線を北進し牧丘町と三富村との境界線の接点に至り、同所から同境界線を南東に進み大久保山と大烏山の間で標高千四百八十七メートルの三角点に至り、同所から町営栃な代林道終点に向かって南進し同林道の終点に至り、同所から同林道を南西に進み県営袖口林道との接点に至り、同所から同県営林道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

千三百四ヘクタール

四一 休猟区の名称

御坂休猟区

2 休猟区の区域

東八代郡御坂町地内の国道百三十七号線（旧道）の御坂隧道北入口を起点とし、同国道を北及び北西に進み県道上黒駒・石和線との接点（御坂町十郎地内）に至り、同所から同県道を北西に進み国道百三十七号線バイパス（御坂みち）との接点に至

り、同所から同国道を北西に進み下黒駒北交差点に至り、同所から北東に進み東八代郡御坂町と東八代郡一宮町の境界線の接点に至り、同所から同境界線を南東に進み東八代郡御坂町、東八代郡一宮町、東山梨郡大和村及び大月市の境界線の接点に至り、同所から東八代郡御坂町と大月市の境界線を南東に進み東八代郡御坂町、大月市及び南都留郡河口湖町の境界線の接点に至り、同所から東八代郡御坂町と南都留郡河口湖町の境界線を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

千四百十五ヘクタール

五 1 休猟区

境川休猟区

2 休猟区

東八代郡境川村間門地内の国道三百五十八号線と県営菅宿中道線の接点を起点とし、同所から同国道を東進し金川曾根広域農道との接点に至り、同所から同農道を東及び北東に進み東八代郡境川村と東八代郡八代町の境界線の接点に至り、同所から同境界線を南進し東八代郡境川村、東八代郡八代町及び東八代郡芦川村の境界線の接点に至り、同所から東八代郡境川村と東八代郡芦川村の境界線を西進し東八代郡境川村、東八代郡芦川村及び東八代郡中道町の境界線の接点に至り、同所から東八代郡境川村と東八代郡中道町の境界線を北及び北西に進み東八代郡境川村寺尾古宮地内で国道三百五十八号との接点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

千四百三十八ヘクタール

六 1 休猟区

富沢休猟区

2 休猟区

篠井山山頂を起点とし、同所から登山道を南西に進み奥山グリーンロッジに至り、同所から大洞沢を南及び南東に進み福土川と南又川との合流点に至り、同所から南又川を南西に進み徳間峠に至る登山道の入口に至り、同所から登山道を南西に進み徳間峠に至り、同所から静岡県清水市と山梨県南巨摩郡富沢町の境界線を北西に進み山梨県南巨摩郡富沢町、静岡県清水市及び静岡県静岡市の境界線の接点に至り、

同所から静岡県静岡市と山梨県南巨摩郡富沢町の境界線を北進し静岡県静岡市、山梨県南巨摩郡富沢町及び南巨摩郡南部町の境界線の接点に至り、同所から南巨摩郡富沢町と南巨摩郡南部町の境界線を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

二千六百五十五ヘクタール

七 1 休猟区

清神円休猟区

2 休猟区

葦崎市清哲町内徳島堰沿道と県営鈴嵐林道との交点を起点とし、同所から県営鈴嵐林道を西、南、西、北に進み県営御庵沢小武川林道との接点に至り、同所から同林道を南進し県道甘利山公園線との接点に至り、同所から同林道を西進し市営小字沢林道との接点に至り、同所から同林道を北進し県営小武川林道との接点に至り、同所から同林道を北進し荒倉山登山道との接点に至り、同所から同登山道を北東に進み葦崎市農免農道との接点に至り、同所から同農道を南進し徳島堰沿道との接点に至り、同所から同道路を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

二千五百ヘクタール

八 1 休猟区

かさなし山休猟区

2 休猟区

北巨摩郡須玉町江草地内の県道増富葦崎線と町営馬場林道との接点を起点とし、同所から同林道を西及び西北に進み町営松尾林道との接点に至り、同所から同林道を東北に進み県営比志海岸寺林道との接点に至り、同所から同林道を北西に進み町営比志海岸寺林道との接点に至り、同所から同林道を北西に進み北巨摩郡須玉町と北巨摩郡高根町との境界線の接点に至り、同所から同境界線を北東に進みクリスタルラインとの接点に至り、同所から同道路を東進し県道原浅尾葦崎線との接点に至り、同所から同農道を南西に進み県道増富葦崎線との接点に至り、同所から同農道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

4 面積
平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

九 1 休猟区の名称
千三百ヘクタール

2 休猟区の区域
藤崎休猟区

大月市猿橋地内の国道二十号線と県道朝日小沢猿橋線の接点を起点とし、同所から同国道を東進し市道猿橋鳥沢線との接点に至り、同所から同市道を南進し小篠集落内において南都留郡秋山村に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南進し小篠貯水池を経て穴路峠に至り、同所から南都留郡秋山村と大月市との境界線を西進し都留市、大月市及び南都留郡秋山村の境界線の接点に至り、同所から都留市と大月市との境界線を西進し林道鈴懸線との交点に至り、同所から同林道を北西、北及び西に進み県道朝日小沢猿橋線の接点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間
平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積
千百九十三ヘクタール

十 1 休猟区の名称
三頭山休猟区

2 休猟区の区域

北都留郡小菅村長作地内の大長作沢と県道上野原丹波山線との接点を起点とし、同所から同県道を西北に進み同村川久保にて国道百三十九号線の接点に至り、同所から小菅橋を経て同国道を東進し山梨県と東京都との境界線の接点に至り、同所から同境界線を南東に進み三頭山（標高千五百二十七・五メートル）付近で北都留郡小菅村と北都留郡上野原町との境界線の接点に至り、同所から同境界線を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間
平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積
千三百ヘクタール

十一 1 休猟区の名称
道志休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡道志村役場を起点とし、同所から国道四百十三号線を西進し県道都留道志線との接点に至り、同所から同県道を西進し道坂隧道東入口に至り、同所から都留市と南都留郡道志村との境界線を北及び北東に進み赤鞍ヶ岳頂上（標高千二百九十九メートル）で都留市、南都留郡秋山村及び南都留郡道志村の境界線の接点に至り、同所から尾根を南都留郡秋山村と南都留郡道志村の境界線に沿って東進し長尾（標高千七百七メートル）から約三百メートル東の地点で登山道の分岐点に至り、同所から登山道を南進し同国道との接点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間
平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積
千六百七ヘクタール

十二 1 休猟区の名称
西湖休猟区

西都留郡足和田村西湖文化洞隧道を起点とし、同所から主要地方道河口湖・上九一色線を西進し同村西湖字青木ヶ原地内の村道との交点に至り、同所から同村道を北進し鍵掛峠に至り、同所から尾根伝いに東進し鬼ヶ岳頂上（標高千七百三十八メートル）を経て金山頂上（標高千六百八十六メートル）に至り、同所から尾根伝いに南東に進み十二ヶ岳山頂（標高千六百八十二メートル）に至り、同所から尾根伝いに東進し毛無山三角点（標高千五百メートル）に至り、同所から毛無山登山道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間
平成十四年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積
八百五十ヘクタール

山梨県告示第四百四十五号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。

平成十四年十月三十一日

一 銃猟禁止区域の名称
上帯那銃猟禁止区域

山梨県知事 天 野 建

2 銃猟禁止区域

甲府市上帯那町赤芝地内の市道滝沢相川線と市道穴口和田峠線の交点を起点とし、同所から市道穴口和田峠線を東進し市道穴口中線との接点に至り、同所から市道穴口中線を北進し市道天神の木脚気石線と農道の接点に至り、同所から農道を北進し市営帯那山林道との接点に至り、同所から同林道を東南に進み積翠寺国有林と民有地の境界線の接点に至り、同所から同境界線を南西に進み相川遊歩道二号線（ツクシ沢遊歩道）との交点に至り、同所から尾根を南西に進み通称霧力窪三角点（標高八百五十四・五メートル）に至り、同所から西に直進し金子峠に至る尾根に至り、同所から尾根を西進し金子峠に至り、同所から飯宿の池に通ずる登山道を西進し市道穴口和田峠線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

五十八ヘクタール

二一 銃猟禁止区域の名称

富浜銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

大月市富浜町地内の国道二十号線と市道寺向線との接点を起点とし、同所から同市道を北進し市道大久保線との接点に至り、同所から同市道を北進し林道大久保袴着線との接点に至り、同所から同林道を西北に進み通称シラン沢との接点に至り、同所から同沢を北進し林道扇山支線に至り、同所から北に直進し二百メートルの地点に至り、同所から同支線沿いに同林道から北に二百メートル離れた線を東進し通称ヤギ沢を経て山谷に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南進して山谷にて市道中野支線との接点に至り、同所から同市道を東南に進み県道鳥沢上野原線との接点に至り、同所から同県道を南進して国道二十号線との接点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

二百九十七ヘクタール

三一 銃猟禁止区域の名称

黒平銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

甲府市黒平町判平地内の市営御岳林道と市営野猿谷林道との接点を起点とし、同所から市営御岳林道を北進し市営木賊林道との接点に至り、同所から同林道を北進し寒沢川との交点に至り、同所から尾根を西進し通称小岩を経て通称天狗岩に至り、同所から南西に直進し通称京都沢を越えて燕岩山頂に至り、同所から東南に直進し通称まむしの沢の終点に至り、同所から同沢を東南に進み寒沢川との接点に至り、同所から東に直進し市営野猿谷林道との接点に至り、同所から同林道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

六十三ヘクタール

四一 銃猟禁止区域の名称

中萩原銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

塩山市中萩原地内塩山カントリー倶楽部クラブハウス西南の市道中萩原四十三号線の中の沢に架かる橋北詰を起点とし、同所から同市道を北西に進み同市道と塩山カントリー倶楽部敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西、西、北、北東、南東及び東に進み標高八百四十七メートル地点に至り、同所から塩山カントリー倶楽部四号道路の北側百メートルの線に沿って東進しゴルフ場敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線に沿って南、南東、東及び南西に進み同市道との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み百七十メートル離れた地点に至り、同所から同境界線を北西に進み再び佐野川に至り、同所から同川を渡り同市道との接点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

七十九ヘクタール

五一 銃猟禁止区域の名称

梅沢銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

東山梨郡春日居町国府字小梨子沢、鎮目字日向及び閑東林の三角点を起点とし、同所から小梨子沢と閑東林との境界線の尾根道（通称犬尻り）を西北に進み町道四百二十号線との接点に至り、同所から同町道に沿って西北及び北東に進み岩堂峠八

イキングコースとの接点に至り、同所から第二平等川に沿って東進し町道四百三三号線との接点に至り、同所から町道を進み町道四百四号線との接点に至り、同所から南西に直進し町道三百九十九号線との接点に至り、同所から南西に直進し町道四百十七号線との接点に至り、同所から町道を進み町道三百五十五号線との接点に至り、同所から町道を進み通称一本松に至り、同所から南西に直進し町道四百十三号線と町道三百十三号線との接点に至り、同所から西に直進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

百十八ヘクタール

六 1 銃猟禁止区域の名称

平塩銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

西八代郡市川大門町平塩地内の碑林公園及び文化と武道の館（愛称・ひらしお源氏の館）の敷地境界線により囲まれた一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

四・四ヘクタール

七 1 銃猟禁止区域の名称

白鳥山銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

南巨摩郡富沢町万沢地内の国道五十二号線と県道富士川・身延線との立体交差点を起点とし、同所から同県道を東進し山梨県と静岡県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し白鳥山山頂（標高五百六十七メートル）を経て県道六原・塩出線との交点に至り、同所から同県道を西進し国道五十二号線との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

二百十二ヘクタール

八 1 銃猟禁止区域の名称

戸沢銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

都留市玉川地内の県道戸沢谷村線鹿沢入口を起点とし、同所から同県道を東進し矢多沢入口に至り、同所から同沢沿いに南進し用水取水口に至り、同所から尾根を西進し唐沢との交点に至り、同所から尾根を北西に進み法能銃猟禁止区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

百六十ヘクタール

九 1 銃猟禁止区域の名称

十日市場銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

都留市加畑地内の加畑川に架かる金山橋東詰を起点とし、同所から同河川の北側岸沿いに東進し平栗用水路との接点に至り、同所から同用水路を東進し大久保入口に至り、同所から旧農道を東南に進み高山頂上を経て川棚のデサイ沢との接点に至り、同所から同沢を東南に進み市道古川渡東柱線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み約百二十メートル離れた地点に至り、同所から東南に進み中央自動車道上り線沿いの側道との接点に至り、同所から同側道を南西に進み柄杓流川との接点に至り、同所から同河川を北側岸沿いに南西に進み天神峠に至る道との接点に至り、同所から同道を南西に進みソリの沢の頂に至り、同所から同沢を北東に進み同沢の詰まりに至り、同所から同沢を北東に進み第一えん堤に至り、同所から加畑川を北側岸沿いに東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

二百九十ヘクタール

十 1 銃猟禁止区域の名称

鶴島銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北都留郡上野原町田野入地内の県道四日市場上野原線相斐橋北詰を起点とし、同所から同県道を北西に進み町道田野入線との接点に至り、同所から町道を進み西進し落合林道との接点に至り、同所から同林道を北西に進み同林道終点に至り、同所から沢を北西に進み同町島田地区と巖地区の境界尾根との接点に至り、同所から同尾根を東進し同町杖突地区に至る山道との接点に至り、同所から通称境沢を北進し町

道久保杖突枒穴線との接点に至り、同所から同町道を東進し同町道終点に至り、同所から上野原町鶴島字駒門に至る山道を東進し町道鶴島駒門線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み町道湖南線との接点に至り、同所から同町道を東進し山梨県と神奈川県との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

六百七十四ヘクタール

十一 1 銃猟禁止区域の名称

富士ヶ嶺銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

西八代郡上九一色村富士ヶ嶺地内の富士中央ゴルフ倶楽部北側の西八代郡上九一色村と南都留郡鳴沢村との境界線の接点を起点とし、同所から同境界線を南進し山梨県と静岡県との境界線の接点に至り、同所から同境界線を西進し約三百メートル離れた地点に至り、同所から北東に進み聖徳寺富士御廟を経て富士中央ゴルフ場敷地の境界線に至り、同所から同境界線を北東、南東及び南に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

百二十七ヘクタール

十二 1 銃猟禁止区域の名称

長坂小泉銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北巨摩郡長坂町小泉地内の県道小荒間・長坂停車場線と町道小泉小・小荒間第一ガード下線との接点を起点とし、同所から同県道を東、南及び西に進み町道小泉小・大井ヶ森公民館線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道小荒間中一号线との接点に至り、同所から同町道を北進し町道大井ヶ森十一号線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道大井ヶ森公民館・小荒間線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道小荒間西四号線との接点に至り、同所から同町道を東南に進み町道小荒間西五号線との接点に至り、同所から同道路を北進し農道千六百二十号線との接点に至り、同所から同農道を北進し町道小荒間西二号線との接点に至り、同所から同町道を東進し町道小泉小・小荒間第一ガード下線との接点に至り、同所から同町道を東南に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

八十八ヘクタール

十三 1 銃猟禁止区域の名称

笛吹川下部銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

山梨市小原西地内の笛吹川八幡橋東詰を起点とし、同所から笛吹川東側堤防に沿って南西に進み亀甲橋東詰に至り、同所から同橋を渡り亀甲橋西詰に至り、同所から北東に進み兄川、弟川及び笛吹川の合流点を経て笛吹川西側堤防に至り、同所から同堤防に沿って北東に進み八幡橋西詰に至り、同所から同橋を渡り起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

七ヘクタール

十四 1 銃猟禁止区域の名称

西桂銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

富士吉田市小見見地内の中央自動車道富士吉田線洞谷橋北詰を起点とし、同所から富士吉田市と南都留郡西桂町の境界線を北進し国道百三十九号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み富士吉田市と南都留郡西桂町の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み滝入川との接点に至り、同所から同川に沿って東進し尻尻橋北詰に至り、同所から農道を南進し国道百三十九号線及び中央自動車道との接点に至り、同所から中央自動車道の北側側道を北東に進み都留市と南都留郡西桂町との境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み桂川北岸との接点に至り、同所から同川沿いに南西に進み中央自動車道桂高架橋北詰に至り、同所から県道富士吉田西桂線を北側に沿って南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

百八十九ヘクタール

山梨県告示第四百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年十月三十一日

山梨県知事 天 野 建

一 起業者の名称
長坂町

二 事業の種類

（仮称）三分一湧水公園整備事業

三 起業地

収用の部分 北巨摩郡長坂町大字小荒間字林道下地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十号第一号要件

（仮称）三分一湧水公園整備事業（以下「本事業」という。）は、長坂町が行う野草公園を整備する事業であり、法第三号第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業であることから法第二十号第一号に該当する。

2 法第二十号第二号要件

起業者は、平成十四年度及び平成十五年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから法第二十号第二号に該当する。

3 法第二十号第三号要件

(1) 本事業は、八ヶ岳固有の植物や樹木を植栽し、遊歩道や休憩施設を備えた野草公園を整備する事業であり、公園の利用者に対して、自然観察、休息、体験等の場を提供するとともに環境教育等の場としての活用も期待されることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいものであると考えられること。

(2) 起業地の現況は原野であること、周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、本事業の施行により失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(3) 起業地は、自然環境の保全、利便性、経済性等の要件を考慮し選定した三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(4) 本事業計画は、近隣住民、観光客等の予想利用者数から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地としておりと認められること。

(5) (1)から(4)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与

するもの」と認められることから法第二十号第三号に該当する。

4 法第二十号第四号要件

本事業は、歴史、文化、自然の資源を活用した地域づくりを行う長坂町の重点施策として長坂町長期総合計画に位置付けられた事業であり、土地を収用する公益上の必要があると認められることから法第二十号第四号に該当する。

5 結論

1 から4で述べたように、本事業は法第二十号各号の要件に該当するものと判断される。

以上により、法第二十号の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 法第二十六号の二第二項の規定による図面の縦覧場所

長坂町役場三分一湧水公園等整備推進室

山梨県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三号第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年十月三十一日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

春日居町

二 都市計画事業の種類及び名称

峡東都市計画下水道事業春日居町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年七月二十六日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成七年山梨県告示第三百九十一号の事業地に東山梨郡春日居町大字別田字花桜町、字立石町、字一本榎及び字前田町、大字加茂字竹之内、大字下岩下字柳田、字柿ノ木、字中川田、字安場及び字横町、大字熊野堂字市道及び字藤木沢、大字徳奈字前田町、大字鎮目字小御堂、字寺ノ前及び字宮ノ前の各一部を加える。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第四百四十八号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置を行った公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。

平成十四年十月三十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 公共下水道の名称
明野村特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間
明野村上手地区の一部及び小笠原地区
- 三 工事の内容
公共下水道の幹線管渠の設置（中央幹線及び南部幹線）
- 四 工事の完了の日
平成十四年十月三十日

山梨県告示第四百四十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置を行った公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。

平成十四年十月三十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 公共下水道の名称
須玉町特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間
須玉町若神子地区
- 三 工事の内容
公共下水道の幹線管渠の設置（須玉汚水2号幹線）
- 四 工事の完了の日
平成十四年十月三十日

公 告

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、

次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年二月二十八日まで縦覧に供する。

平成十四年十月三十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
1 氏名又は名称 株式会社三建ハウス 代表取締役 小沢正彦
2 住所 甲府市太田町九番二号
- 二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 おかじま都留食品館
(二)所在地 都留市田原二丁目八百三十三番
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後九時四十五分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後八時まで	午前八時三十分から午後十時まで

- 3 変更の年月日
平成十四年十月一日
- 届出年月日
平成十四年九月二十四日

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十四年十月三十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東八代郡御坂町大字金川原字大久保一一〇の四、一一一五の二、一一一五の三、一一一五の五、一一一五の六、一一一五の九、一一一五の一〇、一一一五の三一、一一一五の四八、一一一五の五〇、一一一五の五一及び一一一五の五二並びに一宮町大

字国分字帰ル股一一五八の七、一一五八の八、一一五八の九、一一五八の一〇、一一五八の二七、一一五八の二八、一一五八の二九、一一五八の三〇、一一五八の三一、一一五八の三二及び一五九七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東八代郡御坂町竹居七百九十一番地 株式会社立沢化成 代表取締役 立澤正彦
 東京都港区港南二丁目六番五号第三新富ビル五階 株式会社アスカインデックス
 代表取締役 田中札右

公安委員会

遊技機の型式の検定
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年十月三十日までとする。

平成十四年十月三十一日

山梨県公安委員会
 委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式名	製造者又は輸入業者名	検定番号
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	C R・ザル P A N S A I D	株式会社平和	二〇〇六一四
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	C R・ザル P A N S A I D	株式会社平和	二〇〇六〇九

株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	C R・ザル P A N S A I D	株式会社平和	二〇〇五九三
株式会社ロデオ 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	回転式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)種特別電動役物	スノーキング サラリーマン タロウ S	株式会社ロデオ	二四〇五〇一
株式会社ニューギン 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	C R・ザル P A N S A I D	株式会社ニューギン	二〇〇六五〇
株式会社ニューギン 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	C R・ザル P A N S A I D	株式会社ニューギン	二〇〇五五四
サミー株式会社 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	C R・ザル P A N S A I D	サミー株式会社	二〇〇五七六
サミー株式会社 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	C R・ザル P A N S A I D	サミー株式会社	二〇〇五七七

サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物)	C R爆モ の王 Y	サミー株 式会社	二〇〇五五二
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物)	C R爆モ の王 Z	サミー株 式会社	二〇〇六三五
高砂電器産業株式会社 代表 取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二 丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ハオウレ ツデン 30	高砂電器 産業株式 会社	二四〇五七三

そ の 他

落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十
五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの
である。

平成十四年十月三十一日

山梨県立中央病院管理局長

山 田

勲

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

二 山梨県立中央病院情報システム保守業務 一式

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号

四 随意契約の相手方を決定した日

平成十四年十月一日

- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社東芝医用システム社 東京都文京区本郷三丁目三十九番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
五千三百五十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令
第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一八〇	下	十一	公共下水道の幹線管渠及び 終末処理場の設置(須 玉汚水2号幹線を除く)及び終末処理場の設 置	公共下水道の幹線管渠及 公共下水道の幹線管渠(中 央幹線及び南部幹線を 除く)及び終末処理場 の設置
一八〇	下	八	公共下水道の幹線管渠及 終末処理場の設置(中 央幹線及び南部幹線を 除く)	公共下水道の幹線管渠及 終末処理場の設置(中 央幹線及び南部幹線を 除く)

平成十四年四月一日山梨県告示第四百四十三号(県代行公共下水道設置工事の完了)

一八〇 下 十一
公共下水道の幹線管渠及
終末処理場の設置(須
玉汚水2号幹線を除く
)及び終末処理場の設
置

平成十四年四月一日山梨県告示第四百四十四号(県代行公共下水道設置工事の完了)

一八〇 下 八
公共下水道の幹線管渠及
終末処理場の設置(中
央幹線及び南部幹線を
除く)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番